

種名称の保護と、商標法上の保護とのどちらで保護を求めるかについても、予め検討しておくことが望ましい。例えば、我が国では、品種名称について、品種登録制度と商標制度では重複保護は認められず、いずれか一方でのみ保護が認められる（商標法第4条1項4号および種苗法第4条1項および同41条）。そして品種登録を受けた品種名称は、そのまま登録期間が満了した後は、普通名稱化する（商標審査基準）。このため、品種名称について半永久的な保護を受けることが望ましい場合、我が国では商標法による保護を選択することが必要になる。このように、品種名称の保護についても、事前に各国毎に、望ましい保護のあり方にについて調査検討しておくことが望ましい。

③ 各国の制度の概要

表4に、主要各国のUPOV条約の批准状況、各国には、普通名稱化する（商標審査基準）。このため、品種登録を受けた品種名称は、そのまま登録期間が満了した後

表5 米国における植物新品种の保護制度

法律	保護形態		植物品種保護証	植物特許	一般特許	
	(Plant Variety Protection Act (PVP)) (7 USC § 231-)	植物品種保護法 (Plant Patent Act) (35 USC § 161-164)				
所管庁	米国農務省植物品種保護局 (USDA PVPO)			米国特許商標庁 (USPTO)		
保護される植物の種類	有性繁殖植物及び雑種植物	無性繁殖植物	全植物			
保護される対象	特定の一植物品種	特定の一植物品種	品種に限らず、包括的植物も可能			
登録要件	未譲渡性、区別性、均一性、安定性	有用性、新規性、非自明性				
新規性又は未譲渡性の要件	国内において出願日より1年よりも前、又は外國において出願日の4年よりも前に、育成者またはその同意を得て他の物へ販売、譲渡がなされた場合	米国において出願日より1年を超える以前に、米国ないし外国において、特許され若しくは刊行物に記載され、又は、米国内において公用若しくは販売されていいる場合等				
標本提出	種子 3000粒 等	審査官から植物体サンプルの提示を求められる場合がある場合	必要に応じて、植物種子を蓄積機関(ATCCなど)に寄託することができる			
農家の自家増殖	農家の自家増殖に関する権利が認められている	規定なし				
存続期間	保証証券行から20年間(樹木等は25年間)	出願から20年間				

表4 主要な国における植物新品种の保護制度

国名	UPOV条約 (批准年)	保護対象植物 (2006年6月現在)	存続期間	効力が及ぶ範囲
日本	○ (1998)	全植物	25年 (樹木等は30年)	①種苗 ②収穫物 ③一部の加工品
米国(植物品種保護法)	○ (1999)	全植物	20年 (樹木等は25年)	①種苗 ②収穫物
EU(欧洲共同体品種登録)	○ (2005)	全植物	25年 (樹木等は30年)	①種苗 ②収穫物
中国	△ (1999)	157品目(2010年3月現在) (小豆、いくさ等は対象外)	15年 (樹木等は20年)	①種苗 ②収穫物
韓国	○ (2002)	下記品目の植物および酒類 を除く、全植物(2009年6月より) いちご、きいちご、温州みかん ブルーベリー、さくらんぼ)	20年 (樹木等は25年)	①種苗 ②収穫物 ③一部の加工品
シンガポール	○ (2004)	15品目 (ラブ類8品目、銀賞樹5品目等)	20年 (樹木等は25年)	①種苗 ②収穫物
ベトナム	○ (2006)	15品目 (イネ、大豆、キウイ、トマト等)	20年 (樹木等は25年)	①種苗 ②収穫物
インドネシア	× (91年条約の 批准検討中)	全植物	20年 (樹木等は25年)	①種苗 ②収穫物
マレーシア	× (91年条約の 批准検討中)	全植物	20年 (樹木等は25年) (期可)	①種苗 ②収穫物
フィリピン	× (91年条約の 批准検討中)	全植物	20年 (樹木等は25年)	①種苗 ②収穫物
タイ	× (未締結)	50品目(2010年2月現在) (イネ、大豆、トマト等)	12年、17年、27年 (植物により異なる)	①種苗 ②収穫物
台湾	× (未締結)	124品目(2010年2月現在) (野菜、花卉類、果樹、作物等)	20年 (樹木等は25年)	①種苗 ②収穫物(指定の植物) ③一部の加工品(指定の植物)

令和2年11月12日(木)衆議院農林水産委員会

亀井亘紀子(立憲民主党・社民・無所属)

出典:芹田幸子・福田あやこ(2010),種苗法の国際比較(3)米国における植物品種保護法制:三つの法律による保護, Techno Innovation no.76, 2010

米国では、植物新品种の保護は、①植物品種保護法(Plant Variety Protection Act (PVP)) (7 USC § 231-)
②植物特許法(Plant Patent Act) (35 USC § 161-164) (米国特許商標庁 (USPTO) 所管)、および③一般特許法(Utility patent) (35 USC) (USPTO所管) の3種類の制度によって保護される。表5に、これら3つの制度を比較して示す⁽¹⁾。

これらの制度の内、植物品種保護法 (PVP) は、

おける保護対象植物、育成者権の存続期間およびその効力が及ぶ範囲について整理して示す⁽¹⁾⁽²⁾。

(1) 米国

米国では、植物新品种の保護は、①植物品種保護法(Plant Variety Protection Act (PVP)) (7 USC § 231-)
②植物特許法(Plant Patent Act) (35 USC § 161-164) (米国特許商標庁 (USPTO) 所管)、および③一般特許法(Utility patent) (35 USC) (USPTO所管) の3種類の制度によって保護される。表5に、これら3つの制度を比較して示す⁽¹⁾。